

平成二十年度から平成二十四年度予算に係るもの			
	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
		住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
		その他のもの	四一
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
		その他のもの	三九
		店舗用のもの	三九
		病院用のもの	三九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
		公衆浴場用のもの	三一
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	

		、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	二四 三一 二一 三一 三八
		れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有	四一 三八 三八 三六 三四 三〇

		する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	二二 二八 二〇 三〇 三四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三八 三四 三一 三一 二九 二七

		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	二〇 二五 一九 二六 三一
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三〇 二七 二五 二五

		旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二四 一九 一五 一九 二四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二二 一九 一九 一九 一七 一五

		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	一二 一四 一七
		木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を	二四 二二 二〇 一七 一七 一二 九

		常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	一一 一五
		木骨モルタル造のもの	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
		公衆浴場用のもの	一一
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
		その他のもの	一四
		簡易建物	

		木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	一〇七
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三一五
		昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
		アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五八
		店用簡易装備	三
		可動間仕切り 簡易なもの	三

		その他のもの	一五	
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
		主として金属製のもの	一八	
			その他のもの	一〇
	構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの		
		軌条及びその附属品	二〇	
		まくら木		
		木製のもの	八	
		コンクリート製のもの	二〇	
		金属製のもの	二〇	
		分岐器	一五	
		通信線、信号線及び電燈電力線	三〇	
信号機		三〇		
送配電線及びき電線		四〇		
電車線及び第三軌条		二〇		
帰線ボンド		五		
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）		三〇		
木柱及び木塔（腕木を含む。）				
架空索道用のもの		一五		
その他のもの		二五		
前掲以外のもの				
線路設備				
軌道設備				

		道床 その他のもの 土工設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの その他のもの トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの 停車場設備 電路設備 鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔 踏切保安又は自動列車停止設備 その他のもの その他のもの	六〇 一六 五七 五〇 四〇 一五 六〇 三五 三〇 二一 三二 四五 一二 一九 四〇
		その他の鉄道用又は軌道用のもの 軌条及びその附属品並びにまくら木 道床 土工設備 橋りょう	一五 六〇 五〇

		鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの その他のもの トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの	五〇 四〇 一五 六〇 三五 三〇 三〇
		発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱	三〇 五七 四一 二五 三六 五〇 四二 一五

		配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	三〇 二〇 三〇 二五
		電気通信事業用のもの 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備	 一〇 一三 二七 二一
		放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	 三〇 四〇 四二 一〇 一〇 一〇
		農林業用のもの 主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロッ ク造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの	 一四 一七

		主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	一四 五 一〇 八
		広告用のもの 金属造のもの その他のもの	二〇 一〇
		競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの 競輪場用競走路 コンクリート敷のもの その他のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊	四五 三〇 一〇 一五 一〇 一五 三〇 三〇

		戯用のもの	一〇
		その他のもの	一五
		その他のもの	
		主として木造のもの	一五
		その他のもの	三〇
		緑化施設及び庭園	
		工場緑化施設	七
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
		舗装道路及び舗装路面	
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
		ビチューマルス敷のもの	三
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
		水道用ダム	八〇
		トンネル	七五
		橋	六〇
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	
		乾ドツク	五〇
			四五

	サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	三五 三五 三〇 二五 二四 一五 六〇
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	四〇 三四 三〇 一五 一三 一〇 五 四〇
	れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を	五〇

		有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	七 二五 四〇
		石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防 、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 三五 五〇
		土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自 動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇
		金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋳鉄製のもの	四五 二五 二二 三〇

	鋼鉄製のもの	一五
	ガス貯そう	
	液化ガス用のもの	一〇
	その他のもの	二〇
	薬品貯そう	
	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八
	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇
	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
	水そう及び油そう	
	鋳鉄製のもの	二五
	鋼鉄製のもの	一五
	浮きドック	二〇
	飼育場	一五
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇
	露天式立体駐車設備	一五
	その他のもの	四五
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
	木造のもの（前掲のものを除く。）	
	橋、塔、やぐら及びドック	一五
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そ	

		う、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一〇 七 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号） 第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船 漁船 総トン数が五百トン以上のもの 総トン数が五百トン未満のもの 油そう船 総トン数が二千トン以上のもの 総トン数が二千トン未満のもの 薬品そう船 その他のもの 総トン数が二千トン以上のもの 総トン数が二千トン未満のもの しゅんせつ船及び砂利採取船 カーフェリー その他のもの		
			一二 九
			一三 一一
			一〇
			一五
			一〇 一一 一四
			六

		薬品そう船 その他のもの	八 一〇
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船 (他の項に掲げるものを除く。)	九
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船 及びホバークラフト	八
		その他のもの	
		鋼船	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	七
		発電船及びとう載漁船	八
		ひき船	一〇
		その他のもの	一二
		木船	
		とう載漁船	四
		しゅんせつ船及び砂利採取船	五
		動力漁船及びひき船	六
		薬品そう船	七
		その他のもの	八
		その他のもの	
		モーターボート及びとう載漁船	四
		その他のもの	五

	航空機	飛行機 主として金属製のもの 最大離陸重量が百三十トンを超えるもの 最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの 最大離陸重量が五・七トン以下のもの その他のもの	一〇 八 五 五
		その他のもの ヘリコプター及びグライダー その他のもの	五 五
	車両及び 運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。） 電気又は蒸気機関車 電車 内燃動車（制御車及び附随車を含む。） 貨車 高圧ボンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造車 その他のもの 線路建設保守用工作車 鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの	一八 一三 一一 一〇 一二 一五 二〇 一〇 一五 一〇

		その他のもの 無軌条電車 その他のもの	五 八 二〇
		特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モーターシーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	五 四 三 四
		運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以	

		下のものをいう。) その他のもの 大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。) その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの	三 五 四 五 二 四
		前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。) 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。) その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 二輪又は三輪自動車 自転車 鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車 金属製のもの その他のもの	四 四 五 五 六 三 二 七 四

		フォークリフト トラック 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	四 五 三 七 四
	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを 含む。）	五
		治具及び取付工具	三
		ロール 金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	四 三
		型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具 プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又は ガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	二 三 三
		切削工具	二
		金属製柱及びカッペ	三
		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。 ） 自製活字及び活字に常用される金属	二 八

		前掲のもの以外のもの 白金ノズル その他のもの	一三三
		前掲の区分によらないもの 白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	一三八四
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの	一五八 五八八五 六八五

		主として金属製のもの その他のもの	一五八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五六
		冷房用又は暖房用機器	六四
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	三
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三六
		じゅうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	一五八
		その他のもの	二五
		室内装飾品	
		主として金属製のもの	一五八
		その他のもの	
		食事又はちゅう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	
		その他のもの	
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一五八
		その他のもの	

		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
		看板及び広告器具	
		看板、ネオンサイン及び気球	三
		マネキン人形及び模型	二
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	五
		容器及び金庫	
		ボンベ	
		溶接製のもの	六
		鍛造製のもの	
		塩素用のもの	八
		その他のもの	一〇
		ドラムかん、コンテナその他の容器	
		大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）	七
		その他のもの	
		金属製のもの	三
		その他のもの	二
		金庫	
		手さげ金庫	五
		その他のもの	二〇
		理容又は美容機器	五

		医療機器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	四 五 七 六 六 七 六 八 四 六 三 一〇 五
		娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具	八

		及び射的用具 ご、しょうぎ、まあじやん、その他の遊戯具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しょう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二 五 三 三 五 二 一〇 五
		生物 植物 貸付業用のもの その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	 二 一五 二 四 八
		前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具	 二 二 三 三

		葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三五五五五 一〇五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている 前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分に よらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五八
	機械及び 装置	食料品製造業用設備	一〇
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
		繊維工業用設備 炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	三七七
		木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
		家具又は装備品製造業用設備	一一
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二

		印刷業又は印刷関連業用設備 デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	四 七 三 一〇 一〇
		化学工業用設備 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	五 四 五 五 五 五 八
		石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
		プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	八
		ゴム製品製造業用設備	九
		なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
		窯業又は土石製品製造業用設備	九

		鉄鋼業用設備 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備 その他の設備	五 九 一四
		非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	一一 七
		金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	六 一〇
		はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	一二
		生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	九 一二
		業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供され	

		るものを含む。)をいう。)製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	七
		電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	六 六 五 八
		電気機械器具製造業用設備	七
		情報通信機械器具製造業用設備	八
		輸送用機械器具製造業用設備	九
		その他の製造業用設備	九
		農業用設備	七
		林業用設備	五
		漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)	五
		水産養殖業用設備	五
		鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	三 六 一 二 六

		総合工事業用設備	六
		電気業用設備	
		電気業用水力発電設備	二二
		その他の水力発電設備	二〇
		汽力発電設備	一五
		内燃力又はガスタービン発電設備	一五
		送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
		需要者用計器	一五
		柱上変圧器	一八
		その他の設備	二二
		鉄道又は軌道業用変電設備	一五
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
		ガス業用設備	
		製造用設備	一〇
		供給用設備	
		鋳鉄製導管	二二
		鋳鉄製導管以外の導管	一三
		需要者用計量器	一三
		その他の設備	一五
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七

	その他のもの	八
	熱供給業用設備	一七
	水道業用設備	一八
	通信業用設備	九
	放送業用設備	六
	映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
	鉄道業用設備	
	自動改札装置	五
	その他の設備	一二
	道路貨物運送業用設備	一二
	倉庫業用設備	一二
	運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
	飲食料品卸売業用設備	一〇
	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	一三
	その他の設備	八
	飲食料品小売業用設備	九
	その他の小売業用設備	
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八
	その他の設備	
	主として金属製のもの	一七
	その他のもの	八

		技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	
		計量証明業用設備	八
		その他の設備	一四
		宿泊業用設備	一〇
		飲食店業用設備	八
		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
		その他の生活関連サービス業用設備	六
		娯楽業用設備	
		映画館又は劇場用設備	一一
		遊園地用設備	七
		ボウリング場用設備	一三
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
		教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	
		教習用運転シミュレータ設備	五
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
		自動車整備業用設備	一五
		その他のサービス業用設備	一二
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	

		機械式駐車設備	一〇
		その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七八
		廃棄物処理設備	七
	無形減価償却資産	漁業権	一〇
		ダム使用権	五五
		水利権	二〇
		特許権	八
		実用新案権	五
		意匠権	七
		商標権	一〇
		ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの	三五
		育成者権 種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種 その他	一〇八
		営業権	五
		専用側線利用権	三〇
		鉄道軌道連絡通行施設利用権	三〇

		電気ガス供給施設利用権	一五
		熱供給施設利用権	一五
		水道施設利用権	一五
		工業用水道施設利用権	一五
		電気通信施設利用権	二〇
	生物	牛 繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	六 四 四 六
		馬 繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。） 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。） 競走用 その他用	六 六 四 八
		豚	三

	綿羊及びやぎ 種付用 その他用	四 六
	かんきつ樹 温州みかん その他	二八 三〇
	りんご樹 わい化りんご その他	二〇 二九
	ぶどう樹 温室ぶどう その他	一二 一五
	なし樹	二六
	桃樹	一五
	桜桃樹	一一
	びわ樹	三〇
	くり樹	二五
	梅樹	二五
	かき樹	三六
	あんず樹	二五
	すもも樹	一六
	いちじく樹	一一

		キウイフルーツ樹	二二
		ブルーベリー樹	二五
		パイナップル	三
		茶樹	三四
		オリーブ樹	二五
		つばき樹	二五
		桑樹	
		立て通し	一八
		根刈り、中刈り、高刈り	九
		こりやなぎ	一〇
		みつまた	五
		こうぞ	九
		もう宗竹	二〇
		アスパラガス	一一
		ラミー	八
		まおらん	一〇
		ホップ	九
	公害防止 用減価償 却資産	構築物	一八
		機械及び装置	五
	開発研究 用減価償	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁	

	却資産	しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		構築物 風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	五 七
		工具	四
		器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	七 四
		ソフトウェア	三
	平成十九年度予算に係るもの		
	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	五〇 四七
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四

		その他のもの	四一
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
		その他のもの	三九
		店舗用のもの	三九
		病院用のもの	三九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
		公衆浴場用のもの	三一
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	二一
		その他のもの	三一

		その他のもの	三八
		れんが造、石造又はブロック造のもの	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四
		公衆浴場用のもの	三〇
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	二〇

		その他のもの その他のもの	三〇 三四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	三八 三四 三一 三一 二九 二七 二〇 二五

		倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	一九 二六 三一
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三〇 二七 二五 二五 二四 一九 一五 一九

		その他のもの	二四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
		公衆浴場用のもの	一五
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四
		その他のもの	一七
		木造又は合成樹脂造のもの	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四

		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二二 二〇 一七 一七 一二 九 一一 一五
		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二二 二〇 一九

		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	一五 一五 一一 七 一〇 一四
		簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	 一〇 七
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	
		蓄電池電源設備	六
		その他のもの	一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	

		冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
		昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
		アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
		店用簡易装備	三
		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
	構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの 軌条及びその附属品 まくら木 木製のもの コンクリート製のもの	二〇 八 二〇

		金属製のもの	二〇
		分岐器	一五
		通信線、信号線及び電燈電力線	三〇
		信号機	三〇
		送配電線及びき電線	四〇
		電車線及び第三軌条	二〇
		帰線ボンド	五
		電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇
		木柱及び木塔（腕木を含む。）	
		架空索道用のもの	一五
		その他のもの	二五
		前掲以外のもの	
		線路設備	
		軌道設備	
		道床	六〇
		その他のもの	一六
		土工設備	五七
		橋りょう	
		鉄筋コンクリート造のもの	五〇
		鉄骨造のもの	四〇
		その他のもの	一五
		トンネル	
		鉄筋コンクリート造のもの	六〇

		れんが造のもの	三五
		その他のもの	三〇
		その他のもの	二一
		停車場設備	三二
		電路設備	
		鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五
		踏切保安又は自動列車停止設備	一二
		その他のもの	一九
		その他のもの	四〇
		その他の鉄道用又は軌道用のもの	
		軌条及びその附属品並びにまくら木	一五
		道床	六〇
		土工設備	五〇
		橋りょう	
		鉄筋コンクリート造のもの	五〇
		鉄骨造のもの	四〇
		その他のもの	一五
		トンネル	
		鉄筋コンクリート造のもの	六〇
		れんが造のもの	三五
		その他のもの	三〇
		その他のもの	三〇
		発電用又は送配電用のもの	

		小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	三〇 五七 四一 二五 三六 五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五
		電気通信事業用のもの 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路	一〇 一三 二七

		その他の線路設備	二一
		放送用又は無線通信用のもの	
		鉄塔及び鉄柱	
		円筒空中線式のもの	三〇
		その他のもの	四〇
		鉄筋コンクリート柱	四二
		木塔及び木柱	一〇
		アンテナ	一〇
		接地線及び放送用配線	一〇
		広告用のもの	
		金属造のもの	二〇
		その他のもの	一〇
		競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	
		スタンド	
		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五
		主として鉄骨造のもの	三〇
		主として木造のもの	一〇
		競輪場用競走路	
		コンクリート敷のもの	一五
		その他のもの	一〇
		ネット設備	一五
		野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ	

		場の排水その他の土工施設	三〇
		水泳プール	三〇
		その他のもの	
		児童用のもの	
		すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊	
		戯用のもの	一〇
		その他のもの	一五
		その他のもの	
		主として木造のもの	一五
		その他のもの	三〇
		緑化施設及び庭園	
		工場緑化施設	七
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
		舗装道路及び舗装路面	
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
		ビチューマルス敷のもの	三
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
		水道用ダム	八〇
		トンネル	七五

		れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	五〇 七 二五 四〇
		石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 乾ドツク 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 三五 五〇
		土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇
		金属造のもの（前掲のものを除く。）	

		橋（はね上げ橋を除く。）	四五
		はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五
		サイロ	二二
		送配管	
		鋳鉄製のもの	三〇
		鋼鉄製のもの	一五
		ガス貯そう	
		液化ガス用のもの	一〇
		その他のもの	二〇
		薬品貯そう	
		塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を 有する無機酸用のもの	八
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無 機酸用のもの	一〇
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
		水そう及び油そう	
		鋳鉄製のもの	二五
		鋼鉄製のもの	一五
		浮きドック	二〇
		飼育場	一五
		つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及 びガードレール	一〇
		その他のもの	四五

		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
		木造のもの（前掲のものを除く。）	
		橋、塔、やぐら及びドック	一五
		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	一〇
		飼育場	七
		その他のもの	一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
船舶		船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
		漁船	
		総トン数が五百トン以上のもの	一二
		総トン数が五百トン未満のもの	九
		油そう船	
		総トン数が二千トン以上のもの	一三
		総トン数が二千トン未満のもの	一一
		薬品そう船	一〇
		その他のもの	
		総トン数が二千トン以上のもの	一五
		総トン数が二千トン未満のもの	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇

		カーフェリー	一一
		その他のもの	一四
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船 漁船 薬品そう船 その他のもの	六 八 一〇
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船 (他の項に掲げるものを除く。)	九
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船 及びホバークラフト	八
		その他のもの 鋼船 しゅんせつ船及び砂利採取船 発電船及びとう載漁船 ひき船 その他のもの 木船 とう載漁船 しゅんせつ船及び砂利採取船 動力漁船及びひき船 薬品そう船	七 八 一〇 一二 四 五 六 七

		その他のもの その他のもの モーターボート及びとう載漁船 その他のもの	八 四 五
	航空機	飛行機 主として金属製のもの 最大離陸重量が百三十トンを超えるもの 最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七ト ンを超えるもの 最大離陸重量が五・七トン以下のもの その他のもの	一〇 八 五 五
		その他のもの ヘリコプター及びグライダー その他のもの	五 五
	車両及び 運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。） 電気又は蒸気機関車 電車 内燃動車（制御車及び附随車を含む。） 貨車 高圧ボンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造車 その他のもの	一八 一三 一一 一〇 一二 一五 二〇

		線路建設保守用工作車 鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの 無軌条電車 その他のもの	一〇 一五 一〇 五 八 二〇
		特殊自動車（この項には、他の号に掲げる自走式作業用機械を含まない。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースノーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	五 四 三 四
		運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	

		小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。） その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの	三 五 四 五 二 四
		前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 二輪又は三輪自動車 自転車 鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	四 四 五 五 六 三 二

		金属製のもの その他のもの フォークリフト トロッコ 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	七 四 四 五 三 七 四
	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
		治具及び取付工具	三
		ロール 金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	四 三
		型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具 プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又は ガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	二 三
		切削工具	二
		金属製柱及びカッペ	三
		活字及び活字に常用される金属	
		購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	

		) 自製活字及び活字に常用される金属	二 八
		前掲のもの以外のもの 白金ノズル その他のもの	一 三 三
		前掲の区分によらないもの 白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	一 三 八 四
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具	一五 八 五 八 八 五 六 八

		接客業用のもの	五
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一五八
		その他のもの	八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五六
		冷房用又は暖房用機器	六
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六四
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
		じゅうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三六
		その他のもの	
		室内装飾品	
		主として金属製のもの	一五八
		その他のもの	八
		食事又はちゅう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	二五
		その他のもの	
		その他のもの	

		主として金属製のもの その他のもの	一五 八
		事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、 タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	三五 四五 五五 五五 五六 六一〇
		時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器	一〇 五 五
		光学機器及び写真製作機器	

		オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	二 五 八
		看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 二 一〇 五
		容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限 る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫	六 八 一〇 七 三 二 五

	その他のもの	二〇
	理容又は美容機器	五
	医療機器	
	消毒殺菌用機器	四
	手術機器	五
	血液透析又は血しょう交換用機器	七
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
	調剤機器	六
	歯科診療用ユニット	七
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	六
	その他のもの	八
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四
	その他のもの	六
	その他のもの	
	陶磁器製又はガラス製のもの	三
	主として金属製のもの	一〇
	その他のもの	五
	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	

		漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 三 五 五 五 一〇 五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている 前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分に よらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	機械及び 装置	食肉又は食鳥処理加工設備	九
		鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	八
		市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製 造設備（集乳設備を含む。）	九
		水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設 備	八
		つけ物製造設備	七
		トマト加工品製造設備	八
		その他の果実又はそ菜処理加工設備 むろ内用バナナ熟成装置	六

	その他の設備	九
	かん詰又はびん詰製造設備	八
	化学調味料製造設備	七
	味そ又はしょう油（だしの素類を含む。）製造設備 コンクリート製仕込そう その他の設備	二五 九
	食酢又はソース製造設備	八
	その他の調味料製造設備	九
	精穀設備	一〇
	小麦粉製造設備	一三
	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備	八
	その他の豆類処理加工設備	九
	コーンスターチ製造設備	一〇
	その他の農産物加工設備 粗製でん粉貯そう その他の設備	二五 一二
	マカロニ類又は即席めん類製造設備	九
	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備	一〇
	砂糖製造設備	一〇
	砂糖精製設備	一三
	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備	一〇
	パン又は菓子類製造設備	九

		荒茶製造設備	八
		再製茶製造設備	一〇
		清涼飲料製造設備	一〇
		ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備	一四
		清酒、みりん又は果実酒製造設備	一二
		その他の酒類製造設備	一〇
		その他の飲料製造設備	一二
		酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備（医薬用のものを除く。）	九
		動植物油脂製造又は精製設備（マーガリン又はリンター製造設備を含む。）	一二
		冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	
		結氷かん及び凍結さら	三
		その他の設備	一二
		発酵飼料又は酵母飼料製造設備	九
		その他の飼料製造設備	一〇
		その他の食料品製造設備	一六
		たばこ製造設備	八
		生糸製造設備	
		自動繰糸機	七
		その他の設備	一〇
		繭乾燥業用設備	一三

	紡績設備	一〇
	合成繊維かさ高加工糸製造設備	八
	ねん糸業用又は糸（前号に掲げるものを除く。）製造業用設備	一一
	織物設備	一〇
	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	一〇
	染色整理又は仕上設備 圧縮用電極板 その他の設備	三七
	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	一〇
	整経又はサイジング業用設備	一〇
	不織布製造設備	九
	フェルト又はフェルト製品製造設備	一〇
	綱、網又はひも製造設備	一〇
	レース製造設備 ラッセルレース機 その他の設備	一二 一四
	塗装布製造設備	一四
	繊維製又は紙製衛生材料製造設備	九
	縫製品製造業用設備	七
	その他の繊維製品製造設備	一五

		可搬式造林、伐木又は搬出設備 動力伐採機 その他の設備	三 六
		製材業用設備 製材用自動送材装置 その他の設備	八 一二
		チップ製造業用設備	八
		単板又は合板製造設備	九
		その他の木製品製造設備	一〇
		木材防腐処理設備	一三
		パルプ製造設備	一二
		手すき和紙製造設備	七
		丸網式又は短網式製紙設備	一二
		長網式製紙設備	一四
		ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備	一二
		段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備	一二
		その他の紙製品製造設備	一〇
		枚葉紙樹脂加工設備	九
		セロファン製造設備	九
		繊維板製造設備	一三
		日刊新聞紙印刷設備 モノタイプ、写真又は通信設備	五

	その他の設備	一一
	印刷設備	一〇
	活字鑄造業用設備	一一
	金属板その他の特殊物印刷設備	一一
	製本設備	一〇
	写真製版業用設備	七
	複写業用設備	六
	アンモニア製造設備	九
	硫酸又は硝酸製造設備	八
	溶成りん肥製造設備	八
	その他の化学肥料製造設備	一〇
	配合肥料その他の肥料製造設備	一三
	ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備（塩素処理設備を含む。）	七
	硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	七
	その他のソーダ塩又はカリ塩（他の号に掲げるものを除く。）製造設備	九
	金属ソーダ製造設備	一〇
	アンモニウム塩（硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。）製造設備	九
	炭酸マグネシウム製造設備	七

	苦汁製品又はその誘導体製造設備	八
	軽質炭酸カルシウム製造設備	八
	カーバイド製造設備（電極製造設備を除く。）	九
	硫酸鉄製造設備	七
	その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	九
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 よう素用坑井設備 その他の設備	三七
	ふつ酸その他のふつ素化合物製造設備	六
	塩化りん製造設備	五
	りん酸又は硫化りん製造設備	七
	りん又はりん化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	一〇
	べんがら製造設備	六
	鉛丹、リサージ又は亜鉛華製造設備	一一
	酸化チタン、リトポン又はバリウム塩製造設備	九
	無水クロム酸製造設備	七
	その他のクロム化合物製造設備	九
	二酸化マンガン製造設備	八
	ほう酸その他のほう素化合物製造設備（他の号に掲げる	

	ものを除く。)	一〇
	青酸製造設備	八
	硝酸銀製造設備	七
	二硫化炭素製造設備	八
	過酸化水素製造設備	一〇
	ヒドラジン製造設備	七
	酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備	一〇
	加圧式又は真空式製塩設備	一〇
	その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備 合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜 その他の設備	三七
	活性炭製造設備	六
	その他の無機化学薬品製造設備	一二
	石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備	八
	染料中間体製造設備	七
	アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備	八
	カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸（テレフタル酸ジメチルを含む。）製造設備	七
	イソシアネート類製造設備	七
	炭化水素の塩化物、臭化物又はふつ化物製造設備	七
	メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備（他の	

	号に掲げるものを除く。)	九
	その他のアルコール又はケトン製造設備	八
	アセトアルデヒド又は酢酸製造設備	七
	シクロヘキシルアミン製造設備	七
	アミン又はメラミン製造設備	八
	ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸（酒石酸塩類を含む。）、 こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備	八
	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、 ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備	九
	ビニールエーテル製造設備	八
	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備	七
	エチレンオキシド、エチレングリコール、プロピレン オキシド、プロピレングリコール、ポリエチレングリ コール又はポリプロピレングリコール製造設備	八
	スチレンモノマー製造設備	九
	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備 （他の号に掲げるものを除く。）	八
	アルギン酸塩製造設備	一〇
	フルフラル製造設備	一一
	セルロイド又は硝化綿製造設備	一〇
	酢酸繊維素製造設備	八
	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備	一〇

	その他の有機薬品製造設備	一二
	塩化ビニリデン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふつ素樹脂又はけい素樹脂製造設備	七
	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備	八
	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備	九
	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備	八
	レーヨン糸又はレーヨンステーブル製造設備	九
	酢酸繊維製造設備	八
	合成繊維製造設備	七
	石けん製造設備	九
	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	九
	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	七
	ビタミン剤製造設備	六
	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）	七
	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備	八
	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備	七
	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）	六
	塗料又は印刷インキ製造設備	九

	その他のインキ製造設備	一三
	染料又は顔料製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	七
	拔染剤又は漂白剤製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	七
	試薬製造設備	七
	合成樹脂用可塑剤製造設備	八
	合成樹脂用安定剤製造設備	七
	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備	八
	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備	一一
	接着剤製造設備	九
	トール油精製造設備	七
	りゅう脳又はしょう脳製造設備	九
	化粧品製造設備	九
	ゼラチン又はにかわ製造設備	六
	写真フィルムその他の写真感光材料（銀塩を使用するものに限る。）製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	八
	半導体用フォトレジスト製造設備	五
	磁気テープ製造設備	六
	化工でん粉製造設備	一〇
	活性白土又はシリカゲル製造設備	一〇
	選鉱剤製造設備	九
	電気絶縁材料（マイカ系を含む。）製造設備	一二

	カーボンブラック製造設備	八
	その他の化学工業製品製造設備	一三
	石油精製設備（廃油再生又はグリース類製造設備を含む。）	八
	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備	一四
	ピッチコークス製造設備	七
	練炭、豆炭類、オガライト（オガタンを含む。）又は炭素粉末製造設備	八
	その他の石油又は石炭製品製造設備	一四
	タイヤ又はチューブ製造設備	一〇
	再生ゴム製造設備	一〇
	フォームラバー製造設備	一〇
	糸ゴム製造設備	九
	その他のゴム製品製造設備	一〇
	製革設備	九
	機械ぐつ製造設備	八
	その他の革製品製造設備	一一
	板ガラス製造設備（みがき設備を含む。）	
	溶解炉	一四
	その他の設備	一四
	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。）	

		るつぼ炉及びデータンク炉 溶解炉 その他の設備	三 一三 九
		陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又 はうわ薬製造設備 倒炎がま 塩融式のもの その他のもの トンネルがま その他の炉 その他の設備	三 五 七 八 一 二
		炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備	四 一〇
		その他の炭素製品製造設備 黒鉛化炉 その他の設備	四 一 二
		人造研削材製造設備 溶融炉 その他の設備	五 九
		研削と石又は研摩布紙製造設備 加硫炉 トンネルがま	八 七

		その他の焼成炉 その他の設備	五 一〇
		セメント製造設備	一三
		生コンクリート製造設備	九
		セメント製品（気ほうコンクリート製品を含む。）製造設備 移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備 その他の設備	七 一二
		石灰又は苦石灰製造設備	八
		石こうボード製造設備 焼成炉 その他の設備	五 一二
		ほうろう鉄器製造設備 るつぼ炉 その他の炉 その他の設備	三 七 一二
		石綿又は石綿セメント製品製造設備	一二
		岩綿（鉍さい繊維を含む。）又は岩綿製品製造設備	一二
		石工品又は擬石製造設備	一二
		その他の窯業製品又は土石製品製造設備 トンネルがま その他の炉 その他の施設	一二 一〇 一五

		製鉄設備	一四
		純鉄又は合金鉄製造設備	一〇
		製鋼設備	一四
		連続式鑄造鋼片製造設備	一二
		鉄鋼熱間圧延設備	一四
		鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	一四
		鋼管製造設備	一四
		鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼卸売業用シャ ーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備	一一
		鉄くず処理業用設備	七
		鉄鋼鍛造業用設備	一二
		鋼鑄物又は銑鉄鑄物製造業用設備	一〇
		金属熱処理業用設備	一〇
		その他の鉄鋼業用設備	一五
		銅、鉛又は亜鉛製錬設備	九
		アルミニウム製錬設備	一二
		ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジル コニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲ ルマニウム又は希土類金属製錬設備	七
		ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備	一〇
		その他の非鉄金属製錬設備	一二
		チタニウム造塊設備	一〇

	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備	一二
	非鉄金属鋳物製造業用設備	
	ダイカスト設備	八
	その他の設備	一〇
	電線又はケーブル製造設備	一〇
	光ファイバー製造設備	八
	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備	八
	粉末冶金製品製造設備	一〇
	鋼索製造設備	一三
	鎖製造設備	一二
	溶接棒製造設備	一一
	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備	一二
	ねじ製造業用設備	一〇
	溶接金網製造設備	一一
	その他の金網又は針金製品製造設備	一四
	縫針又はミシン針製造設備	一三
	押出しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備	一一
	その他の金属製容器製造設備	一四
	電気錫めつき鉄板製造設備	一二
	その他のめつき又はアルマイト加工設備	七
	金属塗装設備	

		脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置 その他の設備	七 九
		合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備 脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置 その他の設備	七 一一
		手工具又はのこぎり刃その他の刃物類（他の号に掲げるものを除く。）製造設備	一一
		農業用機具製造設備	一一
		金属製洋食器又はかみそり刃製造設備	一一
		金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備 めつき又はアルマイト加工設備 溶接設備 その他の設備	七 一〇 一三
		鋼製構造物製造設備	一三
		プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業 用設備 めつき又はアルマイト加工設備 その他の設備	七 一二
		核燃料物質加工設備	一一
		その他の金属製品製造設備	一五
		ボイラー製造設備	一二
		エンジン、タービン又は水車製造設備	一一
		農業用機械製造設備	一二

	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備	一一
	金属加工機械製造設備	一〇
	鑄造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備	一二
	機械工具、金型又は治具製造業用設備	一〇
	繊維機械（ミシンを含む。）又は同部分品若しくは附属品製造設備	一二
	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備	一二
	冷凍機製造設備	一一
	玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備	一〇
	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	一〇
	産業用ロボット製造設備	一一
	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備	一三
	事務用機器製造設備	一一
	食品用、暖ちゅう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備	一三
	産業用又は民生用電気機器製造設備	一一
	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品（他の号に掲げるものを除く。）製造設備	一〇
	フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備	五

	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六
	交通信号保安機器製造設備	一二
	電球、電子管又は放電燈製造設備	八
	半導体集積回路（素子数が五百以上のものに限る。）製造設備	五
	その他の半導体素子製造設備	七
	抵抗器又は蓄電器製造設備	九
	プリント配線基板製造設備	六
	フェライト製品製造設備	九
	電気機器部分品製造設備	一二
	乾電池製造設備	九
	その他の電池製造設備	一二
	自動車製造設備	一〇
	自動車車体製造又は架装設備	一一
	鉄道車両又は同部分品製造設備	一二
	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）	一〇
	車両用ブレーキ製造設備	一一
	その他の車両部分品又は附属品製造設備	一二
	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備 めつき設備	七

	その他の設備	一一
	鋼船製造又は修理設備	一二
	木船製造又は修理設備	一三
	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	
	鑄造設備	一〇
	その他の設備	一二
	航空機若しくは同部分品（エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。）製造又は修理設備	一〇
	その他の輸送用機器製造設備	一三
	試験機、測定器又は計量機製造設備	一一
	医療用機器製造設備	一二
	理化学用機器製造設備	一一
	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備	一〇
	ウオッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備	一〇
	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備	一二
	銃弾製造設備	一〇
	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備	一二
	自動車分解整備業用設備	一三

	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	一四
	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備	一四
	楽器製造設備	一一
	レコード製造設備	
	吹込設備	八
	その他の設備	一二
	がん具製造設備	
	合成樹脂成形設備	九
	その他の設備	一一
	万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備	一一
	ボールペン製造設備	一〇
	鉛筆製造設備	一三
	絵の具その他の絵画用具製造設備	一一
	身辺用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備	
	製鎖加工設備	八
	その他の設備	一二
	前掲の区分によらないもの	一一
	ボタン製造設備	九
	スライドファスナー製造設備	
	自動務歯成形又はスライダー製造機	七
	自動務歯植付機	五
	その他の設備	一一

	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備	八
	発泡ポリウレタン製造設備	八
	繊維壁材製造設備	九
	歯科材料製造設備	一二
	真空蒸着処理業用設備	八
	マッチ製造設備	一三
	コルク又はコルク製品製造設備	一四
	つりざお又は附属品製造設備	一三
	墨汁製造設備	八
	ろうそく製造設備	七
	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備	一二
	畳表製造設備 織機、い草選別機及びい割機 その他の設備	五 一四
	畳製造設備	五
	その他のわら工品製造設備	八
	木ろう製造又は精製設備	一二
	松脂その他樹脂の製造又は精製設備	一一
	蚕種製造設備 人工ふ化設備 その他の設備	八 一〇

		真珠、貴石又は半貴石加工設備	七
		水産物養殖設備	
		竹製のもの	二
		その他のもの	四
		漁ろう用設備	七
		前掲以外の製造設備	一五
		砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設備	八
		砂鉄鉱業設備	八
		金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）	九
		石炭鉱業設備（架空索道設備を含む。）	
		採掘機械及びコンベヤ	五
		その他の設備	九
		前掲の区分によらないもの	八
		石油又は天然ガス鉱業設備	
		坑井設備	三
		掘さく設備	五
		その他の設備	一二
		天然ガス圧縮処理設備	一〇
		硫黄鉱業設備（製錬又は架空索道設備を含む。）	六
		その他の非金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）	九
		ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	五
		その他の建設工業設備	

	排砂管及び可搬式コンベヤ ジゼルパイルハンマー アスファルトプラント及びバッチャープラント その他の設備	三 四 六 七
	測量業用設備 カメラ その他の設備	五 七
	鋼索鉄道又は架空索道設備 鋼索 その他の設備	三 一 二
	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	一 三
	洗車業用設備	一〇
	ガソリンスタンド設備	八
	液化石油ガススタンド設備	八
	機械式駐車設備	一五
	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備 移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備	七 一〇 一 二
	計量証明業用設備	九
	船舶救難又はサルベージ設備	八
	国内電気通信事業用設備	

		デジタル交換設備及び電気通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備	六 一六 九
		国際電気通信事業用設備 デジタル交換設備及び電気通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備	六 一六 七
		ラジオ又はテレビジョン放送設備	六
		その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	九
		電気事業用水力発電設備	二二
		その他の水力発電設備	二〇
		汽力発電設備	一五
		内燃力又はガスタービン発電設備	一五
		送電又は電気事業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備	一五 一八 二二
		鉄道又は軌道事業用変電設備	二〇
		列車遠隔又は列車集中制御設備	一二
		蓄電池電源設備	六
		フライアッシュ採取設備	一三
		石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）	一〇

		ガス事業用供給設備	
		ガス導管	
		鋳鉄製のもの	二二
		その他のもの	一三
		需要者用計量器	一三
		その他の設備	一五
		上水道又は下水道業用設備	一二
		ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	
		引湯管	五
		その他の設備	九
		クリーニング設備	七
		公衆浴場設備	
		かま、温水器及び温かん	三
		その他の設備	八
		故紙梱包設備	七
		火葬設備	一六
		電光文字設備	一〇
		映画製作設備（現像設備を除く。）	
		照明設備	三
		撮影又は録音設備	六
		その他の設備	八
		天然色写真現像焼付設備	六
		その他の写真現像焼付設備	八

		映画又は演劇興行設備 照明設備 その他の設備	五 七
		遊園地用遊戯設備（原動機付のものに限る。）	九
		ボーリング場用設備 レーン その他の設備	五 一〇
		種苗花き園芸設備	一〇
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一七 八
		廃棄物処理設備	七
	無形減価償却資産	漁業権	一〇
		ダム使用权	五五
		水利権	二〇
		特許権	八
		実用新案権	五
		意匠権	七
		商標権	一〇
		ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの	三 五

		育成者権 種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種 その他	一〇八
		営業権	五
		専用側線利用権	三〇
		鉄道軌道連絡通行施設利用権	三〇
		電気ガス供給施設利用権	一五
		熱供給施設利用権	一五
		水道施設利用権	一五
		工業用水道施設利用権	一五
		電気通信施設利用権	二〇
	生物	牛	
		農業使役用 小運搬使役用 繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	六五 五四 四

		その他用	六
		馬	
		農業使役用	八
		小運搬使役用	六
		繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精 証明書のあるものに限る。）	七
		種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を 受けた種おす馬に限る。）	六
		競走用	四
		その他用	八
		豚	三
		綿羊及びやぎ	
		種付用	三
		その他用	五
		かんきつ樹	
		温州みかん	四〇
		その他	三五
		りんご樹	
		わい化りんご	二〇
		その他	二九
		ぶどう樹	
		甲州ぶどう	一五
		温室ぶどう	一〇

		その他	一二
		なし樹	二〇
		桃樹	一二
		桜桃樹	二〇
		びわ樹	三〇
		くり樹	二五
		梅樹	二五
		かき樹	三五
		あんず樹	二〇
		すもも樹	一五
		いちじく樹	一〇
		パイナップル	三
		茶樹	三五
		オリーブ樹	二五
		つばき樹	二五
		桑樹	
		立て通し	一八
		根刈り、中刈り、高刈り	一三
		こりやなぎ	一〇
		みつまた	九
		こうぞ	九
		もう宗竹	二〇

		アスパラガス	一〇
		ラミー	八
		ホップ	八
		まおらん	一〇
	汚水処理 用減価償 却資産	構築物 槽、塔、水路、貯水池その他のもの 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は 石造のもの れんが造のもの コンクリート造、金属造又は土造のもの 木造又は合成樹脂造のもの	三〇 二〇 一五 一〇
		機械及び装置	七
	ばい煙処 理用減価 償却資産	構築物 槽、塔、水路及び貯水池 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は 石造のもの れんが造のもの コンクリート造又は金属造のもの 煙突（高さが七十メートル以上のものに限る。） 鉄筋コンクリート造のもの 金属造のもの	三〇 二〇 一五 三〇 一〇
		機械及び装置（金属製のもので、機械及び装置と一体と 認められる排気管及び放出筒を含む。）	七

	農 林 業 用 減 価 償 却 資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電気牧さくを含む。） その他のもの	一七 二〇
		主として金属造の構築物 斜降索道設備 その他のもの	一三 一五
		主として木造の構築物	五
		土管を主とした構築物	一〇
		その他の構築物	八
		電動機	一〇
		内燃機関、ボイラー及びポンプ	八
		トラクター 歩行型トラクター その他のもの	五 八
		耕うん整地用機具	五
		耕土造成改良用機具	五
		栽培管理用機具	五
		防除用機具	五
		穀類収穫調製用機具 自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走	

		式のものを除く。) 及びわら処理カッター その他のもの	五 八
		飼料作物収穫調製用機具 モア、ハーコンディショナー（自走式のものを除く。）、ハーレーキ、ハーテッダー、ハーテッダーレーキ、フォレージハーベスター（自走式のものを除く。）、ハーベラー（自走式のものを除く。）、ハープレス、ハーローダー、ヘードライヤー（連続式のものを除く。）、ハーエレベーター、フォレージブロアー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機 その他のもの	五 八
		果樹、野菜又は花き収穫調製用機具 野菜洗浄機、清浄機及び掘取機 その他のもの	五 八
		その他の農作物収穫調製用機具 い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機 その他のもの	五 八
		農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 花筵織機及び畳表織機 その他のもの	五 八
		家畜飼養管理用機具	

		自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機 その他のもの	五 八
		養蚕用機具 条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし その他のもの	五 八
		運搬用機具	四
		造林又は伐木用機具 自動穴掘機、自動伐木機及び動力刈払機 その他のもの	三 六
		その他の機具 きのこ栽培用ほだ木 生しいたけ栽培用のもの その他のもの 乾燥用バーナー その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二 四 五 一〇 五
	開発研究 用減価償	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁	

	却資産	しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		構築物 風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	五 七
		工具	四
		器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	七 四
		ソフトウェア	三